

《 平成29年 4月事例 》

1	発生日	4月11日	発生場所	佐賀市
---	-----	-------	------	-----

4月11日（火）正午ごろ、佐賀市内在住の被保険者女性宅に“サカイ”を名乗る男性から「1年分の医療費の過払金があり、申請期限が過ぎている。急いで手続きを行なえば還付を受けられるので、近くのATMに行き操作をお願いしたい。」という内容の電話が入る。

被保険者が、「今は忙しく、内容がよく分からないので明日手続きを行いたい。」と返答すると、「今日中にATMでの手続きを行なってもらいたい。」と言われ、口座番号らしき番号を伝えられたとのこと。

この電話を不審に思った被保険者の方が広域連合へ電話相談されたことにより本事案が発覚した。

2	発生日	4月25日	発生場所	佐賀市
---	-----	-------	------	-----

4月25日（火）14時30分頃、佐賀市内在住の被保険者男性宅に佐賀市の職員を名乗る男性から「1月に還付金があるとの通知を出している。県庁医療総合課(03-****-****)に電話して下さい。」という内容の電話が入る。

被保険者が言われた番号へ電話をかけたところ、“トミオカ”と名乗る男性が「還付金14,390円を振り込んだため、銀行に行って、入金されているか確認してほしい。入金を確認できたらまた電話してほしいので、携帯電話を持って行ってほしい。」と言われた。

この電話を不審に思った被保険者の妻が広域連合へ電話相談されたことにより本事案が発覚した。

3	発生日	4月26日	発生場所	上峰町
---	-----	-------	------	-----

4月26日、上峰町健康福祉課に後期高齢者医療及び国民健康保険の被保険者から、計4件（後期高齢者医療3件、国保1件）の相談があった。後期高齢者医療の事例については以下のとおり。

① 4月26日午前11時頃、自宅に県庁職員を名乗る男性から、「医療費の還付の期限が本日中のため、手続きをしてほしい」と電話があったとのこと。

不審に思った相談者が、折り返し電話をする前に、電話にて相談されたため、金銭的被害はなし。

② 4月26日午前11時半頃、自宅に役場職員を名乗る者から、「医療費の還付1万何千円の払い戻しがあるため、手続きをしてほしい」と電話があったとのこと。

不審に思った相談者が、折り返し電話をする前に、来庁し相談されたため、金銭的被害はなし。

③ 4月26日午前13時頃、自宅に県庁窓口”ハヤシ”と名乗る者から、「平成29年1月分で1万8千円差額金の還付があるため連絡をしてほしい」と電話があったとのこと。

被保険者がいつの手紙か？と尋ねると「還付が溜まっているので」という返答であった。

不審に思った相談者が、折り返し電話をする前に、来庁し相談されたため、金銭的被害はなし。